

「石狩市国民健康保険税条例」の一部改正

1. 国民健康保険税条例

① 課税限度額の改正

区 分	現 行	改 正 後
基礎課税分 (医療保険分)	61万円	63万円
介護納付金分	16万円	17万円

② 保険税の減額の対象となる所得基準の改正（軽減判定基準の見直し）

【平成30年度税制改正大綱による個人所得課税の見直しに伴う改正】

- ・個人住民税の基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられる。
- ・給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられる。

一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後において国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、下記のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

（※1）一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

軽減割合	現 行	改 正 後
7割	世帯の所得の合計額が <u>33万円</u> 以下	世帯の所得の合計額が <u>43万円</u> + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下
5割	世帯の所得の合計額が <u>33万円</u> + (28万5千円 × 加入者及び※特定同一世帯所属者人数) 以下	世帯の所得の合計額が <u>43万円</u> + (28万5千円 × 加入者及び※特定同一世帯所属者人数) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下
2割	世帯の所得の合計額が <u>33万円</u> + (52万円 × 加入者及び※特定同一世帯所属者人数) 以下	世帯の所得の合計額が <u>43万円</u> + (52万円 × 加入者及び※特定同一世帯所属者人数) + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u> 以下

※特定同一世帯所属者：年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者。

(算定式見直しのイメージ)

夫婦共働きのケースの場合、給与所得控除の引下げによる所得増加額 = 20万円（夫10万、妻10万）

× 20万円（所得増） > 10万円（基礎控除額引上げ分） ··· 軽減判定基準額は世帯単位

↓（算定式の見直し）

$$\text{○ } 20\text{万円（所得増）} = 20\text{万円（基礎控除額引上げ分）} + 10\text{万円} \times (2-1)$$

2. 施行年月日

公布の日から施行する。ただし、課税限度額の改正は、令和3年4月1日から施行する。